

習志野市市民プラザ大久保  
指定管理にかかる個別仕様書

令和3年6月  
習志野市

## 目次

1	指定管理の対象施設	2
2	習志野市市民プラザ大久保に関する事	2
3	施設の使用に関する事	3
4	施設の管理に関する事	3

## 1 指定管理の対象施設

### (1) 指定管理の対象施設

指定管理の対象施設及び施設使用料等は次のとおりです。

#### ③ 習志野市市民プラザ大久保

平成 24 年 3 月 25 日設置

習志野市大久保 4 丁目 2 番 11 号 047-470-8171

1 階 市民プラザ大久保(指定管理者管理)、習志野市社会福祉協議会(大久保支部)(民間)

小規模介護老人保健施設(民間)

2 階 小規模介護老人保健施設(民間)

3 階 小規模介護老人保健施設(民間)

※施設所有は、医療法人社団愛友会で市民プラザ大久保部分は市と愛友会の使用賃貸借契約。

敷地面積 2,266.72 m<sup>2</sup> 延床面積 3,391.14 m<sup>2</sup>(コミュニティセンター部分 1,017 m<sup>2</sup>)

RC3 階建て、地下 1 階

部屋名	面積 (m <sup>2</sup> )	使用料				
		9 時～12 時	12 時～13 時 17 時～18 時	13 時～15 時	15 時～17 時	18 時～21 時
多目的ギャラリー	231.6	2,160 円	720 円	1,440 円	1,440 円	2,160 円
スタジオ1	40.9	360 円	120 円	240 円	240 円	360 円
スタジオ2	40.9	360 円	120 円	240 円	240 円	360 円
交流スペース1	84.7	780 円	260 円	520 円	520 円	780 円
交流スペース2	59.0	540 円	180 円	360 円	360 円	540 円
交流スペース3	45.9	420 円	140 円	280 円	280 円	420 円

#### 部分使用料

多目的ギャラリー 1/2 使用	115.8	1,080 円	360 円	720 円	720 円	1,080 円
多目的ギャラリー 1/4 使用	57.9	540 円	180 円	360 円	360 円	540 円

[参考]事務室(13.03 m<sup>2</sup>) 習志野市社会福祉協議会(大久保支部)(18.46 m<sup>2</sup>)

駐車場(5 台(徒歩 3 分民家敷地内))・臨時駐車場(5 台(市営住宅泉団地内))

自転車等駐車場・倉庫

※ 習志野市では使用料を 3 年ごとに見直しており、令和 2 年 4 月に改定を行いました。次回改定は、令和 5 年 4 月を予定しています。

## 2 習志野市市民プラザ大久保に関すること

市民プラザ大久保は、平成 26 年度まで教育委員会の所管施設、いわゆる教育施設として当該施設の設置に向けて設立された法人団体によって管理運営がなされてきました。

地域に根ざし、地域や学校と連携した多彩な活動を展開する施設として地域特性を十分理解するこ

とにとどまらず、地域の保育所・幼稚園・こども園・小学校・中学校等との連携を密にする必要があります。

また、地域住民で組織する町会・自治会等の活動として、地域の各町会や町会を束ねる連合町会組織とのかかわりも深いことから、これら地域との連携も同様に求められます。

とりわけ、市民プラザ大久保における事業は、次のとおりです。

(1) 異文化・異世代交流の支援に関すること

市民プラザ大久保では、地域特性として旧軍習志野に関する展示会、日曜親子のつどいの開催を行っています。

(2) 市民文化祭(例年 10 月開催 土曜日・日曜日を含む 3 日間)

市民プラザ大久保では、定期利用団体(サークル)の登録管理はありません。平成 29 年度より市民参加(市民団体等の発表の場)による市民文化祭(10 月頃)を実施しています。

### 3 施設の使用に関すること

(1) コミュニティセンターの使用の許可に関する業務

原則として 3 カ月前の月の 1 日から利用申請を受け付けます。市外居住者等の使用を可としており、原則 2 カ月前の 1 日から利用申請を受け付けます。

### 4 施設の管理に関すること

施設は市民プラザ大久保(1 階)、習志野市社会福祉協議会(大久保支部)(1 階)、小規模介護老人保健施設(2 階、3 階)の複合施設となっております。

(1) 管理の基準

① 開館時間

午前 9 時から午後 9 時

※管理時間は、午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分

※無人となる時間帯については機械警備による対策を講じます。

※市民プラザ大久保は、近隣民家内に駐車場を 5 台分、また、市営住宅泉団地 8 号棟内駐車場を行政財産使用許可を受け、5 台分確保しています。駐車場利用者への番号札の受け渡し等業務のほか、管理区域として管理をしてください。

なお、市営住宅駐車場は、当該団地への入居者の状況等により、区画や使用台数の変更の可能性があります。

② 休館日

第 2 火曜日及び第 4 火曜日(ただし、その日が祝日にあたるときは、その翌平日)、

12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

※指定管理者が市長の承認を得て必要と認めるときは、開館時間の変更及び臨時に休館することができます。

(2)ピアノの調律等

交流スペース1に設置しているピアノは整調整音及び調律を行ってください。

(交流スペース1 アップライトピアノ(メーカー:ヤマハ、型番:U1A))

(3)施設設備の保守及び修繕

施設の維持管理経費は、施設所有者と市の契約に基づき市が負担します。

(4)消防用設備の管理運営及び災害対策時の訓練

- ・年2回の消防訓練が義務付けられていますので館内全職員及び利用者を訓練に参加させてください。※防火管理者は、医療法人社団 愛友会職員が担っています。
- ・担当職員が異動した場合、消防署に消防計画変更届を提出します。
- ・緊急時は習志野市の緊急通報マニュアルに沿って対応してください。(要登録)